

マンスリー・ハイライト 拝啓社長殿

マネジメントのための経営財務情報

今回のテーマ： イノベーション投資の促進 ～イノベーションボックス税制の創設～

令和6年度税制改正において、イノベーションボックス税制に対応する法人税が創設され、これらを含む税制改正法（「所得税法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第8号））が2024年3月30日に成立しました。

イノベーション投資を取り巻く状況

研究開発費上位2,500社の傾向分析（下記図表）によると、2016年から2022年にかけて日本のランクイン企業数が大きく減少し、中国が急増しています。また、上位2,500社にランクインしている企業のうち、米国、中国、ドイツ、英国の企業は研究開発費の額を大きく引き上げている一方で、日本企業の研究開発費の増加は主要5か国で最低です。日本企業では、積極的なイノベーション投資を行い、イノベーションの成果を再投資につなげるといった循環が機能していない様子が伺えます。

<世界 R&D2500 社の変化>		日本	米国	中国	ドイツ	英国
ランクイン企業数	2016	365	822	376	134	134
	2022	229	827	679	113	95
2016年から2022年にかけてのR&D増加		1.2倍	1.8倍	3.5倍	1.4倍	1.6倍

(EU Industrial R&D Investment Scoreboard を基に編集)

イノベーション関連税制の諸外国の導入状況

日本におけるイノベーション投資を促す仕組みとしては、研究開発投資を行った企業に対する税額控除の仕組みとしての研究開発税制が古くより存在しています。国際的には、こうした研究開発投資の「インプット」に着目した税制は幅広く導入されています。一方で、研究開発を知財化し、その知財の社会実装により得られた収益である「アウトプット」に着目した税制としてのイノベーションボックス税制が、2000年代より欧州を中心に導入されてきており、近年では、中国、韓国、インド、シンガポールなどのアジア諸国にも広がっています。

イノベーションボックス税制の創設

以上により、日本では研究開発税制があるものの、諸外国に比べて研究開発投資が伸び悩んでいる状況が伺えます。イノベーション投資の国際競争が激しくなり、諸外国と比べて遜色のないイノベーション環境の整備が急務とされている中、令和6年税制改正によりイノベーションボックス税制が創設されました。

イノベーションボックス税制により、対象となる知的財産（特許権、AI関連ソフトウェア著作権）によって得られる一定の譲渡所得、ライセンス所得については30%の所得控除となります。これにより、対象所得については、法人実効税率ベースで29.74%から20.82%への税率引き下げとなります。

お見逃しなく！

イノベーションボックス税制の導入により、ようやく諸外国に並ぶイノベーション投資環境が整備されました。知的財産によって生まれる所得に対して優遇税率が適用されることで、これが新たな投資への原資となり、国内イノベーションの循環を生み出す効果が期待できます。また、成長力のある日本企業が国内で研究開発を行い、また海外からの研究開発投資を誘致することで、日本の研究開発拠点としての立地競争力が向上する効果に期待しています。